

公益社団法人日本フェンシング協会  
協会事業参加選手の行動規範（2026年5月版）

【制定の趣旨及び対象】

1. この行動規範は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「協会」という。）がする合宿事業及び協会が派遣する国際大会等（以下「協会事業」という。）に参加する選手およびその所属チーム等に対してその行動基準を明確にするために定める。
2. この行動規範において、「選手」とは、協会事業に参加するミニム、カデ及びジュニア及びシニアのすべての選手をいう。
3. 選手は、選手が参加する協会事業には公費が出ており、また、スポンサー企業や多くの人々の協力によって活動が出来ることを自覚し、感謝の気持ちを持って行動する必要がある。
4. 選手は、フェンシング競技のみならずスポーツ界を代表しており、競技力向上を目指して常に努力することは勿論のこと、一人ひとりが協会を代表する競技者であり、規律ある行動を行う責務を負っている。また、選手は、日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて心豊かな社会の実現に貢献する使命がある。この行動規範は、選手が遵守する基本的なルールを定め、もってフェンシング競技の向上と普及発展に寄与することを目的とする。
5. 選手は、以下に定める行動規範を遵守し、責任をもって行動することを誓わなければならない。

【総則】

1. 法令・規約類等の遵守  
選手は、法令や協会の規約類、ルールに従って行動しなければならない。選手が未成年者である場合には、本人のみならず、保護者も選手が法令・規約類等を遵守するよう指導しなければならない。
2. 罰則
  - (1) 行動規範に違反したときは、協会が定める倫理・懲戒規程が適用され、違反した選手には、違反行為に応じて、処分が行われる。
  - (2) 自らが行動規範に違反した場合のみならず、他の選手をそそのかし、または誘って違反行為をさせた者、他の選手の違反行為を容易にするよう手助けした者（他の選手の違反行為を見ていたのに止めなかった者や他の選手がする違反行為の見張りをしていた者などを含むがこれに限られない）も違反行為を行った者と等しく処分する。

【禁止事項】

## 1. ドーピングや薬物摂取の禁止

- (1) ドーピングをしてはならない。必要な薬物等の服用は医科学委員会の医師に相談しなければならない。
- (2) 覚醒剤や麻薬などの違法薬物の摂取は厳禁する。派遣された外国で適法とされている薬物・薬品・商品等であったとしても、日本で違法もしくは違法性が疑われる可能性がある場合には摂取してはならない。

## 2. 賭博（ギャンブル）の禁止

### (1) 違法な賭博の禁止

違法なカジノなどの賭場場での賭け事（当該賭博場への出入りを含む）、オンラインカジノなどインターネットを利用した賭け事、その他賭け麻雀、賭けゴルフ、賭けゲーム（例：親指ゲーム、金銭を賭けたじゃんけん、甲子園大会の優勝校を当てるゲーム）など違法な賭博をしてはならない。

- (2) 協会事業参加期間中は、下記の適法な賭博（競馬場等への出入りを含む）についても禁止とする。

- ・競馬、競輪、競艇、オートレース。
- ・適法なカジノ。

## 3. 差別の禁止

人種、性別、性的指向、性自認、信条、思想、宗教、身体的特徴、経済的事情、家庭的事情、学歴等によって差別してはならない。

## 4. 社会的勢力（暴力団等）との関係の禁止

反社会的勢力やその関係者とは一切関係を持つてはならない。

## 5. 飲酒・喫煙の禁止

- (1) 満 20 歳未満の者は飲酒・喫煙してはならない。
- (2) 協会事業参加期間中は、満 20 歳未満の者はもちろん、満 20 歳以上であっても喫煙してはならない。

## 6. ハラスメント等の禁止

身体的暴力、暴言、いじめ、それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントを含むがこれに限らない。）行為等を行ってはならない。

## 7. 名誉毀損行為等の禁止

協会または協会の役員、並びに他の選手や協会のスポンサー等の名誉を毀損し、又は信用を傷つけるような行為等を行ってはならない。

## 8. 無意欲試合の禁止

いかなる状況においても、試合終了まで最善の努力を尽くして競技に臨まなければならない。以下の行為は、いずれもフェアプレーの精神に反する行為であり、無意欲試合を構成するものとして禁止する。

- (1) 故意に得点を譲渡する、あるいは失点を選択する行為
- (2) 対戦相手と事前または試合中に協議し、勝敗・試合内容进行操作する行為
- (3) 指導者・チーム関係者等からの指示または圧力により、意図的に敗北する行為
- (4) その他、競技の結果や進行を不当に左右しうる、明らかに誠実さを欠くプレー

#### 9. 秘密情報漏洩の禁止

協会事業に参加することを通じて知り得た秘密情報（協会に関する情報やスポンサー企業の企業活動に関する情報、他の選手の個人情報等）を第三者に開示、漏洩、又は公表してはならない。但し、公表されている情報はその対象から除外する。

#### 10. 協会の運営・業務等を妨害する行為の禁止

協会、日本代表チームをはじめ他の選手のブランド毀損に繋がる行為、秩序や風紀を著しく乱すような行為をしてはならない。特に日本代表チームの活動を通じて知り得た情報（上記秘密情報に限らない。）を、協会内の手続きを踏むことなくマスメディアや監督官庁等に流布等してはならない。

#### 【遵守事項】

1. 協会事業に参加するにあたって協会の関係者（監督・コーチ・職員等）（以下「コーチ等」という。）から指示された活動・行事（合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会・協賛企業挨拶回り・祝賀会等）には必ず参加しなければならない。参加できないやむを得ない事情があるときは、コーチ等に申し出て承認を得なければならない。
2. 協会事業の活動・行事においては時間を厳守しなければならない。
3. 協会事業に参加するのにふさわしい、清潔感のある服装を心がけなければならない。
4. 協会事業として実施または協会が派遣する国際大会、国内大会、国内外の合宿、公式練習、競技会場、表彰式、記者会見その他協会が指定する活動・行事においては、協会、JOC その他関係団体が指定する公式服装、スポーツウェア又はトラックスーツを着用しなければならない。
5. 安全確保及び予期せぬトラブルの防止のため、協会事業への参加に伴う移動中、自宅、合宿施設、宿泊施設、駅、空港、公共交通機関その他一般の第三者の目に触れる場所において、原則として、日本代表選手又は協会関係者であることを容易に識別されるおそれのある衣服又は物品を着用し、又は使用してはならない。  
この衣服又は物品には、協会ロゴ、JAPAN、国旗、代表チーム名その他これらに類する表示のあるジャージ、トラックスーツ、Tシャツ、バッグその他の物品を含む。ただし、前項に基づき協会、JOC その他関係団体が指定した場合又は協会が事前に承認した場合は、この限りでない。
6. 下記の(1)から(10)の注意事項を含む協会が出す注意事項や協会事業の現場でコーチ等の出す注意事項や指示には従わなければならない。下記の(2)(3)のコーチ等の承認を得ることを要する者は20歳未満の選手を対象とすることとし、シニアの選手は自己の責

任で行動することとする。

- (1) 協会事業において海外遠征や合宿の参加者同士で同部屋になる場合があるため、お互いが気持ちよく過ごせる空間を維持するように心がける。
  - (2) 現金、スマートフォン、タブレット、プリペイドカード等、金品に関わる貸し借りはトラブルの原因となるため行わない。ただし、必要に応じて、コーチ等に理由を述べて承認を得た場合は認めることとする。
  - (3) コーチ等の指定する時間外に、コーチ等の承認を得ずに指定施設から外出しない。ただし、やむを得ず必要な場合は、選手の外出を承認する担当コーチ等に外出理由と外出先を申し入れて承認を得るものとする。さらに、海外遠征中において、外出先が施設外である場合は、20歳未満の者は、必ず2名以上で行動を行うものとし、1人で行動してはならない。
  - (4) 必要のない娯楽施設への立ち入りはしない。
  - (5) 携帯電話・スマートフォン等を操作しながらの移動は事故の原因に繋がるため原則禁止する。ただし、移動時、必要な場合の上記操作は周囲の状況を見ながら行うこととし、周囲に迷惑、自身の事故につながらないように十分注意する。
  - (6) ソーシャルメディア及びSNS（以下「SNS等」という。）において下記の行為を禁止する。
    - ・他人が権利を有するイラスト・写真・動画等の無断転載
    - ・過量なメッセージの投稿・送信
    - ・誹謗中傷、暴言や攻撃的な文言、その他相手方を傷つけ、または相手のプライバシーを害する内容のメッセージ等の投稿・送信
    - ・その他見た者が不快感・嫌悪感を感じる内容のメッセージの投稿・送信
  - (7) 宿舎・施設等では原則指定された部屋・場所で過ごし、異性の部屋に入室することを禁止する。異性の選手間でやり取りをする必要がある場合には、宿舎・施設等の公の場所で行うこととする。
  - (8) コーチ等の指示を聞く必要のある食事・移動時、携帯電話・スマートフォンを操作する行為やイヤホン着用は、コーチ等の指示が聞こえず、事故等の原因となる可能性があるため禁止する。
  - (9) 盗撮行為（同意を得ない写真撮影を含む）、入浴施設にスマートフォンその他撮影できる機器を持ち込むことを禁止する。
  - (10) 協会事業参加のための自宅と合宿施設等や空港等の行き来についても、協会事業に参加する者として社会の目があることを常に意識して行動する。
7. 協会事業の参加活動において何かしらの疑義が生じた場合は、コーチ等、コンプライアンス委員会への問い合わせなど正規の手続きを経ること。
8. 日常生活においても、社会人としての一般常識、マナー、エチケットをわきまえて行動するように心がける。

9. 公的な助成金、協会の協賛・後援等、スポンサー企業等によって活動が出来ることを理解し、企業や関係者への感謝と敬意を払うと共に、スポンサーの価値向上につながるアクティベーションに対して協力すること。個人スポンサーとの競合関係にあるなどやむを得ない事情がある場合は申し出すること。
10. 取材やソーシャルメディア（ライン、X、インスタグラム、ミクシィ、フェイスブック等）での発言は次の事項に注意をする。
- ・法令遵守
  - ・意見を述べるときは個人的な感想や意見と断ること
  - ・対戦相手や他国に触れる際は敬意を払い、差別をしてはならない
  - ・他の人の写真を投稿する場合、必ず事前に本人の承諾を得ること
  - ・他の人の誹謗中傷、権利侵害、つきまとい等の嫌がらせをしてはならない
  - ・機密情報を漏洩してはならない
  - ・NTCなど禁止となっている場所で撮影した情報の公開禁止
  - ・オリンピックなどの国際大会では、その大会の組織委員会のガイドラインに従うこと
  - ・協会や個人スポンサーの権利に十分配慮すること

#### 【相談窓口】

以下の場合にはコーチ等に相談するか、協会の相談窓口にご相談すること。

- (1) 行動規範に違反する行為を行ったとき
- (2) 行動規範に抵触する事態に巻き込まれたり、巻き込まれそうになったとき
- (3) 自分以外の誰かが行動規範に違反したり、違反しそうになっているとき

#### 【協会の相談担当】

法務担当理事

強化本部長

コンプライアンス委員長

以上

10. 取材やソーシャルメディア（ライン、X、インスタグラム、ミクシィ、フェイスブック等）での発言は次の事項に注意をする。

- ・法令遵守
- ・意見を述べるときは個人的な感想や意見と断ること
- ・対戦相手や他国に触れる際は敬意を払い、差別をしてはならない
- ・他の人の写真を投稿する場合、必ず事前に本人の承諾を得ること
- ・他の人の誹謗中傷、権利侵害、つきまとい等の嫌がらせをしてはならない
- ・機密情報を漏洩してはならない
- ・NTCなど禁止となっている場所で撮影した情報の公開禁止
- ・オリンピックなどの国際大会では、その大会の組織委員会のガイドラインに従うこと
- ・協会や個人スポンサーの権利に十分配慮すること

#### 【相談窓口】

以下の場合にはコーチ等に相談するか、協会の相談窓口にご相談すること。

- (1) 行動規範に違反する行為を行ったとき
- (2) 行動規範に抵触する事態に巻き込まれたり、巻き込まれそうになったとき
- (3) 自分以外の誰かが行動規範に違反したり、違反しそうになっているとき

#### 【協会の相談担当】

法務担当理事

強化本部長

コンプライアンス委員長

以上